

## はじめに ー答申にあたってー

札幌市では、平成 27 年 5 月に「人と動物が共生する社会の実現」を目標に基本的な考え方や取り組みの方向性を示す「札幌市動物愛護管理基本構想」を策定しました。また、目標実現に向けた取り組みの第一歩として、平成 28 年 3 月に全国で初めて「動物の福祉の向上」を掲げる「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例」を公布し、行政(市)、市民、動物取扱業者および動物関係団体の役割と遵守事項、そしてそれぞれが協働することを定めました。条例は平成 28 年 10 月 1 日に施行となり、今まさに札幌市は「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現に向けて歩き始めたところでもあります。

札幌市動物愛護管理推進協議会は、札幌市動物の愛護及び管理に関する条例第 28 条に基づき、札幌市長の諮問に応じ、動物の愛護及び管理に関する重要事項を調査審議するための附属機関として、組織されました。本年は札幌市動物愛護管理推進計画(仮称)の策定と動物管理センターの機能の強化の 2 つの付議事項について、6 月以降、4 回にわたって、各委員が獣医師、教育研究機関、動物愛護団体、動物関係事業者、施設デザインの専門家、市民公募委員として、それぞれの立場・経験に基づいて意見交換を行い、協議を進めてきました。

委員からは、動物愛護センターの新設に対する強い要望、施策や具体的な取組等の計画内容について様々な意見が寄せられましたが、このたび、諮問事項に関する協議会における意見を整理し、答申書としてまとめたものを本書のとおり提出いたします。

札幌市におかれましては、本答申を基に、「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」という目標の実現に向けて、動物愛護精神の涵養、動物の適正管理の推進、そして動物の福祉向上という 3 つの基本施策を確実に推し進められることを期待します。

また、収容された動物の福祉を図るとともに、さらなる動物愛護精神の普及を図るため、現在の 2 か所に業務が分散された動物管理センターから、誰もが利用しやすい、開かれた動物愛護センターへの新設を求める「札幌市動物愛護センター新設に関する陳情」が平成 27 年 6 月 29 日に札幌市議会に提出され、平成 28 年 2 月 23 日に市議会において

全会一致で採択されたことも重く受け止めていただき、札幌市の未来を担う子どもから高齢者まで、幅広い方々が気軽に訪れ交流できるような、市民に開かれた動物愛護の拠点施設となるよう、市民や関係団体の理解と協力を得て、今後の動物愛護管理に関する施策の計画的な実施や施設整備が図られることを期待します。

## 1 答 申

### (1) 札幌市動物愛護管理推進計画（仮称）の策定について

札幌市動物愛護管理推進計画（仮称）については、意見を骨子案として付属資料 I のとおりまとめました。

#### 【考え方】

札幌市動物愛護管理推進計画（仮称）は、札幌市動物愛護管理基本構想（以下、「基本構想」という。）に即して計画的に施策を遂行するために、具体的な数値目標を明確にするとともに、当該目標を達成するために市民、行政及び関係団体等が果たすべき役割及び実施する施策等を定めるものです。

基本構想において整理した札幌市の課題と基本施策、さらには札幌市動物の愛護及び管理に関する条例に定めた関係者の責務を踏まえ、市民、行政及び関係団体等が連携協力し、計画的に具体的施策を進めることを望みます。併せて、目標や施策については、正しく理解が行われるよう、用いる言葉の定義を明確に定めることが必要と考えます。

特に、基本施策の一つである動物愛護精神の涵養のためには、動物愛護の教育や普及啓発の対象は子どもから高齢者まで、また動物を飼っている人から関心の低い人まで広く市民を対象とする必要があります。そのためにも、動物管理センターはあらためてその位置付けや役割を整理し、それにふさわしい機能を整備すべきと考えます。

## (2) 動物管理センター（施設）の機能の強化について

動物管理センターの機能の強化について、札幌市動物愛護管理推進協議会としては、全会一致で動物愛護センター新設の必要があると考えており、その整備において配慮すべき点は、機能の集約と利便性の向上、市民交流・動物愛護部門の創設、動物保護管理部門の拡充の3点と考えます。また、災害時にも動物保護の拠点となることや、札幌市近郊の自治体を含む関係団体等との協働についても配慮することを望みます。

### 【考え方】

#### ・機能の集約と利便性の向上について

現在の札幌市動物管理センター施設は2所体制であり、業務が分散されているため、機能や作業効率も合理的とはいえません。また、犬猫の収容場所である福移支所が札幌市郊外に設置されていることから、交通の便が悪く、市民が利用しづらい状況です。

基本施策の一つ、動物愛護精神の涵養を目的とした、動物とのふれあいや体験を含めた教育や普及啓発を実施するにあたり、機能の集約と利便性の向上は必要です。立地条件については、公共交通機関による来所、車による来所の両方が可能な立地条件を、下記施設機能をしっかり確保することや獣医師会や獣医系大学などの関係機関との連携についても配慮しながら検討する必要があります。

#### ・市民交流・動物愛護部門の創設について

現在の札幌市動物管理センター施設は、事務室等の事務管理部門（主に八軒本所）と犬猫舎等の動物保護管理部門（主に福移支所）からなっており、市民が学習・交流するためのスペースや動物とのふれあいや譲渡時の相性確認を行う場が十分ではありません。動物愛護精神の涵養や動物の適正管理の推進といった基本施策を推し進めるにあたり、市民が動物を学び、感じ、意見をかわす市民交流・動物愛護部門の創設は不可欠です。市民交流の場を備えることは、子どもの教育や地域のコミュニケーションの活性化にもつながります。

#### ・動物保護管理部門の拡充について

上記のように市民の来所や交流は重要ですが、動物管理センターとして最も重要な

のは保護収容動物にとっての環境です。現在の札幌市動物管理センターの保護収容施設（福移支所）は、収容場所も不足しており、処分を前提とした施設のため、動物の福祉に配慮した構造ではありません。現状では、長期収容における動物の体調管理やストレスの軽減への対応は非常に困難です。人と動物が共生する社会の実現に向けて動物の福祉向上を基本施策として掲げ、保護収容動物の適正な環境整備と譲渡を推進する上では、動物保護管理部門の拡充が必要です。動物の性質に配慮した施設構造とすることはもちろんですが、感染症の侵入・蔓延防止や心身の健康管理を考えた施設とすべきと考えます。また、音や臭いなどの周辺環境への影響や災害時の対応についても考慮することも必要です。

## 2 付帯意見

今回の諮問事項に対する答申は以上のとおりですが、審議会における審議経過を踏まえ、次のとおり意見を付すこととしましたので、今後の推進計画の策定や施策実施にあたり配慮されるように望みます。

- (1) 動物を飼っていない方や動物にこれまで関心の少なかった方を含む多くの市民が集い、交流することを推進するためには、交流スペースを設けること等により、市民全体にとっての憩いの場を形成することが望ましいと考えます。
- (2) 動物愛護についての学習は、興味をもって取り組み、動物とのふれあいなどの体験を通して学ぶことが非常に有用であるため、施設整備においては、市民が意欲をもって訪れる、体験学習施設といえるセンターとなることが望ましいと考えます。
- (3) 動物愛護管理行政と切り離せない問題として「殺処分」という言葉があります。しかしながら、動物管理センターが保護収容する動物がその過程で命を落とすことには様々な状況が考えられます。札幌市の動物愛護管理行政においては、不要とされたり、余剰とされたりすることに起因する「殺処分」、回復の見込めない傷病や更正不可能な攻撃性を原因として処置する「安楽死」、人による処置ではなく傷病や交通事故等により命を落とす「自然死」のように、動物の死を「殺処分」という言葉で一括りにしないことが、市民の理解を促すことや動物の福祉といった観点からも適切であると考えます。
- (4) 保護収容される動物の数を減らしていく上で、飼い主による適正飼育を促すことはもちろん重要ですが、飼い主のいない猫についても、対応を整理し、市民全体に周知する必要があると考えます。
- (5) 狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防接種率の向上等、飼い主や市民に対する啓発が重要な施策の実施にあたっては、行政と関係団体が、互いに積極的な姿勢で、啓発物を協働作成し共有する等、協力する必要があると考えます。
- (6) 施策の実施や施設の整備において、感染症防止をはじめとした体調管理、十分な収容スペースの確保と適度な運動によるストレスの緩和等、動物の心身のケアについては非常に重要な要素として配慮する必要があります。

- (7) 災害時の動物に関する対応については、動物管理センターが中心的な役割を担うことは当然ですが、市民や避難所の運営主体に対し、事前に対応方法の周知等により準備を行うことが必要であると考えます。また、避難場所・救護施設等の機能についても考慮する必要があると考えます。
- (8) 施設の整備に関して、現在の八軒本所の立地条件は、公共交通機関による来所、車による来所の両方が可能な交通アクセスのよい場所の1つであると考えています。
- (9) 動物の処分・火葬については、多くの市民が来所する動物愛護の中心施設にはそぐわない機能であり、集約する機能から除くべきと考えます。

## 付属資料

- I 札幌市動物愛護管理推進計画（骨子案）
- II 札幌市動物愛護管理推進協議会委員名簿
- III 審議経過
- IV 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例（推進協議会関係）



## I 札幌市動物愛護管理推進計画（骨子案）

別添のとおり

## II 札幌市動物愛護管理推進協議会委員名簿

別紙のとおり

## III 審議経過

札幌市における動物愛護管理に関する取組はもちろんのこと、日本国内の先進都市における取組や札幌市の考え方の提示を受けるなど、以下のようなスケジュールで議論を進め、札幌市動物愛護管理推進協議会としての意見をまとめました。

	開催協議会での主な議題
第1回 平成28年6月7日	<ul style="list-style-type: none"><li>・札幌市動物愛護管理推進協議会の位置づけについて</li><li>・動物管理センターの機能強化について（概要と必要性）</li><li>・動物福祉に配慮した動物愛護管理施設のハードとソフトのデザインに関する研究について（札幌市立大学デザイン学部による2つのデザイン案を用いた検討）</li><li>・札幌市動物愛護管理推進計画の策定について（概要）</li></ul>
第2回 平成28年8月3日	<ul style="list-style-type: none"><li>・札幌市動物愛護管理推進計画（骨子案）について（全体構成）</li><li>・動物管理センターの機能強化について（立地条件と施設内容）</li></ul>
第3回 平成28年10月12日	<ul style="list-style-type: none"><li>・札幌市動物愛護管理推進計画（骨子案）について（目標と具体的施策）</li><li>・動物管理センターの機能強化について（市民交流・動物愛護部門）</li></ul>
第4回 平成28年12月6日	<ul style="list-style-type: none"><li>・答申案について（全体の確認とまとめ）</li></ul>

## IV 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例（推進協議会関係）

別添のとおり